

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

本市は、大隅半島の北西部に位置し、本市の西部は鹿児島湾に面しており、鹿児島市と大隅半島を結ぶ海上・陸上交通の要所となっています。本市の市街地は、西海岸沿線の中央部に位置し、背後地には烏帽子岳、七岳、びしゃご岳、横岳、御岳等の高隈連山があり、自然に恵まれ、牛根境の桜並木や霧島錦江湾国立公園、高峠つつじヶ丘公園、垂水千本イチョウ、猿ヶ城溪谷（本城川）、高隈山県立自然公園、アコウ並木等の観光や市民の憩いの場として利用されています。さらに、令和2年2月5日には、市の全域が、桜島・錦江湾ジオパークに認定されました。

このような豊かな自然環境の下で、農畜産業、漁業を中心とする経済の発展に支えられ、市民の生活は豊かで便利になってきましたが、一方、経済活動の結果として、資源の大量消費、ごみの増加、空き家・耕作放棄地の増加、生物多様性の危機等身近な環境問題が顕著になりつつあり、更には地球温暖化など、地球規模の環境問題も指摘されています。更に、本市特有の環境問題として、桜島の降灰による生活環境の悪化が挙げられます。

環境問題を解決していくためには、環境の現状を正しく理解し、長期的な視点で対策を立案し、市・市民・事業者が互いに連携・協働しながら、環境保全に取り組むことが必要となります。環境に関する問題を解決し、次世代によりよい環境を残すため、「垂水市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を平成27年度（2015年度）に策定しました。また、計画策定から5年後に当たる令和2年度（2020年度）を中間年度として位置付け、当該年度までの取組に係る進捗状況の点検・評価し、また、社会・環境状況の変化を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととしています。

計画策定以降、市民の環境への意識は年々向上する傾向にあり、環境保全に係る施策に一定の成果がみられる中、社会情勢の変化や国・県等の制度的な変化もあり、本市を取り巻く環境も策定当時とは変化しています。

国においては、「第5次環境基本計画」の閣議決定（平成30年（2018年）4月）が行われ、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱しており、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じた資源を補完し支え合う取り組むこととされています。

また、本市においても、平成30年（2018年）に第5次垂水市総合計画を策定するなど、各種関連計画の策定などが行われました。

このようなことを踏まえ、本計画の基本的事項はそのまま継承し、本計画期間の中間年度に当たる令和2年度（2020年度）において、計画内容の一部見直しを行いました。

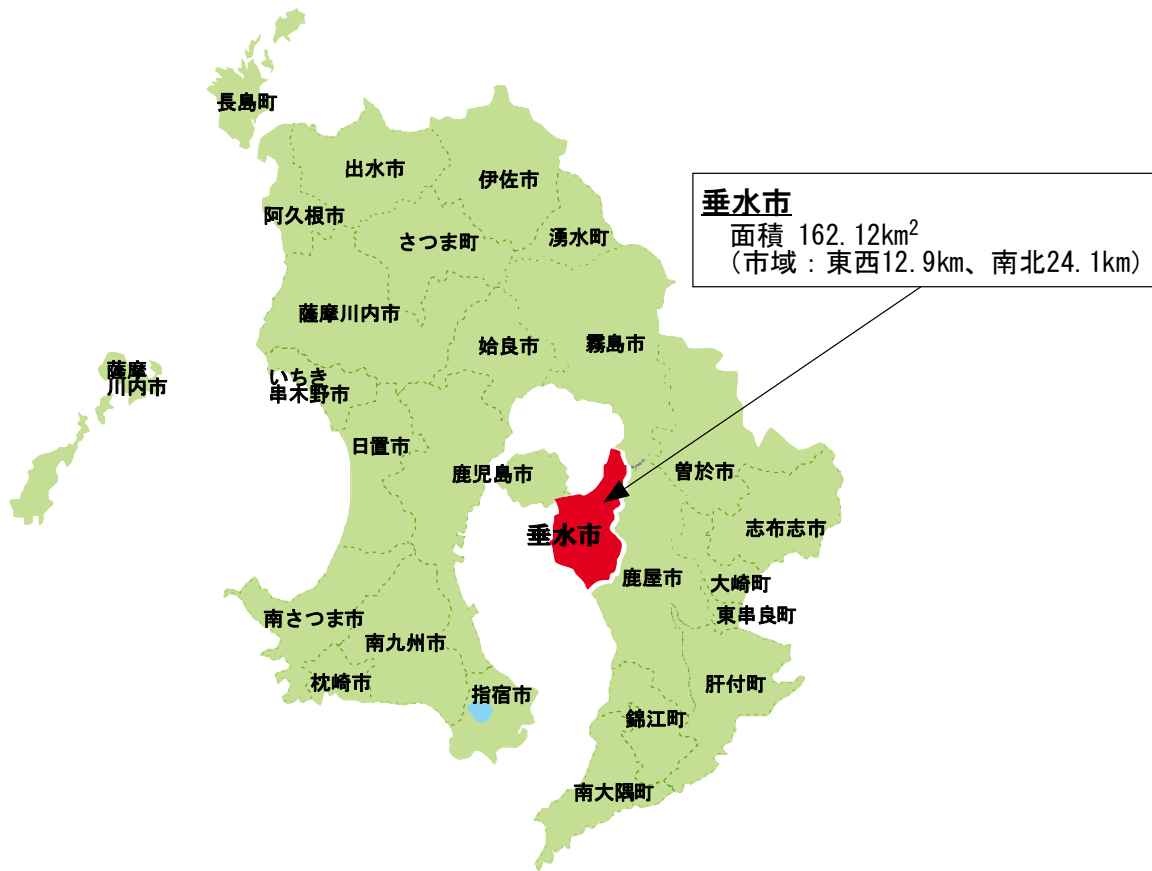


図 1 - 1 垂水市の位置



海淵地区からの眺め

写真 垂水市

2 計画の位置づけ

本市では、平成30年（2018年）3月に策定された「第5次垂水市総合計画」において、まちの将来像を「九つの彩り豊かに 健やかな人を育むまち 垂水」と定めて、環境に配慮したまちづくり、地域資源を活用したまちづくりを進めています。本計画は、第5次垂水市総合計画を上位計画とし、本市の関連計画をはじめ国や県の各種計画との整合がとれるように調整します。

なお、本計画は、「垂水市環境基本条例」第9条に基づいて策定します。

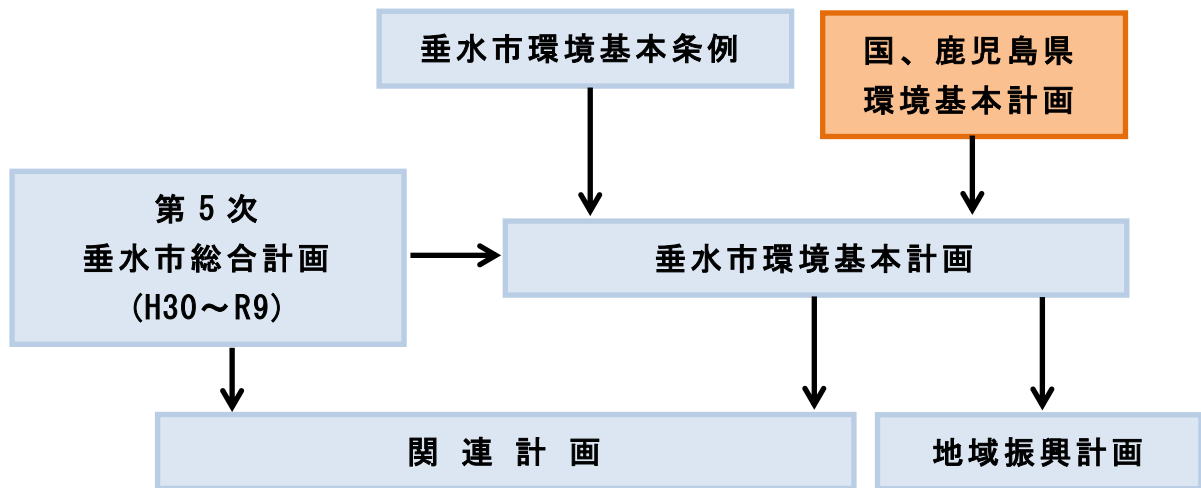


図1-2 垂水市環境基本計画の位置づけ

[第5次垂水市総合計画 目指すまちの将来像]

市内9つそれぞれの地域特性を活かし、共につながり・支え合うとともに、豊かな自然や文化に包まれ、健やかな「心身」を保持し、いきいきと暮らしているまち、そして、豊かな自然や文化、伝統を守り、暮らしやすく活気のあるまちをつくり、子どもたちへ未来の垂水をつないでいきます。これまでの取組や、動き出した住民自身の手によるまちづくり、次代に引き継ぐ“垂水らしさ”の認識などを通して、目指すまちの将来像を「九つの彩り豊かに 健やかな人を育むまち 垂水」と設定します。

[垂水市環境基本条例]

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

3 計画の目標年度と計画期間

本計画の目標年度は令和 7 年度とし、計画期間は平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間とします。

また、計画策定から 5 年後の中間年度(令和 2 年度)には、計画の進捗状況を点検・評価し、その時点の社会・環境状況などを踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

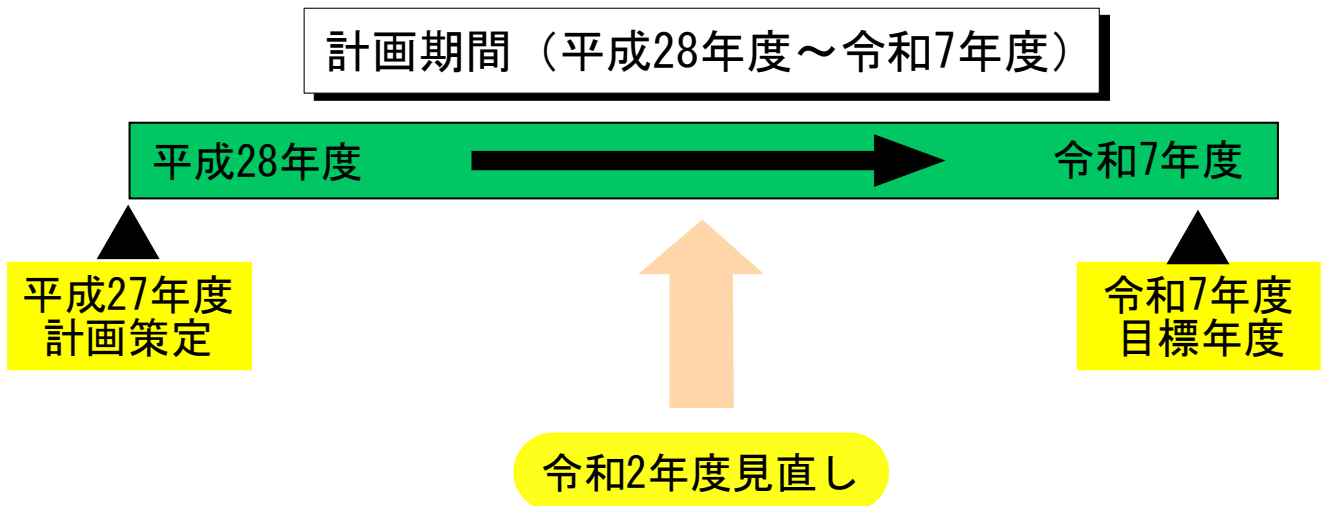


図 1-3 計画期間と中間期間

4 対象とする地域と計画の範囲

計画の対象地域は本市全域とします。ただし、本市単独では解決できない広域的な問題等については、周辺自治体や県、国と連携して取り組みます。また、対象とする環境は、自然環境、生活環境、地球環境、教育・学習環境とします。

[自然環境]

山林保全、溪谷保全、動植物の保全

[生活環境]

大気保全・悪臭対策、騒音・振動防止対策、海・河川等水質保全、化学物質対策

[地球環境]

エネルギー対策、自動車対策、バイオマス有効利用、ごみの再資源化・減量

[教育・学習環境]

人と人、人と自然の豊かな関係づくり、環境理解の向上